玄海原子力発電所 操業差止訴訟及び

3、4号機再稼働禁止仮処分(平成29年申立)期日が開催されました 当社は玄海原子力発電所の安全性に関する主張を行いました

本日、佐賀地方裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の第22回口頭弁論及び第3回審尋が行われました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等 についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 玄海原子力発電所操業差止訴訟:第22回口頭弁論

本件は、玄海原子力発電所1~4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次(平成24年1月31日)から第23次(平成29年6月1日)にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第 23 次提訴に対する答弁書を提出し、第 1 ~ 第 22 次分の答 弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及 び検討により、地域特性を把握したうえで設計しており、また、地震及び津波 についても、最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認 している旨の主張を行いました。

2 玄海原子力発電所 3、4号機再稼働禁止仮処分(平成 29 年申立):第3回審尋本件は、玄海原子力発電所3、4号機の再稼働の禁止を求めて、当社を相手として平成29年1月27日に仮処分申立がなされたものです。

当社は、債権者が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、債権者の申立の却下を求めております。

今回、当社は、地震等に対して、安全性が確保できるよう十分な評価や対策 を講じている旨を主張しました。

以上